

VI-4 日本の教育システム

1. 義務教育

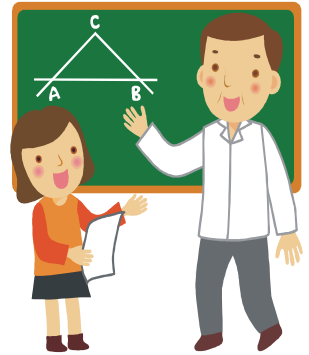
日本の教育は小学校から中学校までの9年間が義務教育となっています。この間は学費・教科書代は無料で、定められた公立学校に行くことができます。ただし、教科書以外の副教材や学校での旅行の費用などが別に必要です。

＜学校の1年＞	
4月	新学期
7月下旬～8月末	夏休み
年末年始	冬休み（2週間程度）
3月	学期終わり～春休み

日本の国籍をもつ子どもには地元の教育委員会から就学通知が郵送されてきますので、記載の学校へ所定の日に入学することになります。

外国籍の子どもで日本の公立小中学校への入学を希望する場合は、地元の教育委員会へ申し出れば就学通知が受けられます（新入学の場合）。また、以前から府内に外国人登録をされて住んでおられる人には、その子どもが学齢期に達すると市町村の教育委員会から就学案内が送付されますので、必要事項を記入して提出します。年度途中の入学も可能ですので各市町村の教育委員会に相談して下さい。

私立の小学校、中学校もありますが、別途授業料などが必要です。詳しくは各学校にお問い合わせ下さい。入学試験を受けることが必要なところがほとんどです。



2. 義務教育以降

義務教育を終えると、高等学校があります。各科目を広く学習する普通高校のほか、工業などの専門知識を主体に学習するものなどさまざまです。

高等学校に入学する要件などは、府立や市立の高校については府・市の高校教育担当課に、私立高校についてはそれぞれの学校にお問い合わせ下さい。

3. 児童・生徒の学校生活のサポート

大阪府教育委員会では、外国人児童・生徒の学校での生活をサポートするためのホームページ「帰国・渡日児童生徒学校生活サポート」を開設しています。

URL <http://www.pref.osaka.jp/jidoseitoshien/toniti/index.html>

内容：就学、進路、学校連絡文書翻訳集

対応言語：日本語、中国語、韓国朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語

4. 弁当

中学校で給食のないところでは、家から昼食を持たせることが一般的です。これを「弁当」とよびます。弁当を持たせられない場合は、校内でパンなどを買うか、売っている弁当を買って持たせるなどの対応がありますが、学校の方針などによってルールが異なりますので先生とよく相談して下さい。

5. 就学援助制度

経済的理由により子どもの学校生活に問題がないよう、援助する制度です。学用品費、校外活動費、修学旅行費など、学校生活に必要な費用が援助されます。詳しくは、学校および市町村の教育委員会に問い合わせてください。